

データで見る新潟県の森林・林業

民有林の森林資源の状況

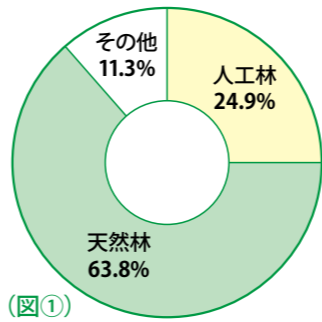
(表①、図①)

新潟県の森林面積は約86万haで県土の68%を占めており、国有林を除く民有林は57万haと森林の66%を占めています。このうち林業者や林業事業者が育成してきた人工林について主に見てみましょう。

民有林人工林率は約24.9%で全国46位であり、全国平均(約46%)と比べ

て低くなっています。人

工林はスギが主体で次いでアカマツ、クロマツ、カラマツの順となっています。天然林はほぼ広葉樹で森林面積の63%を占めています。



(図①)

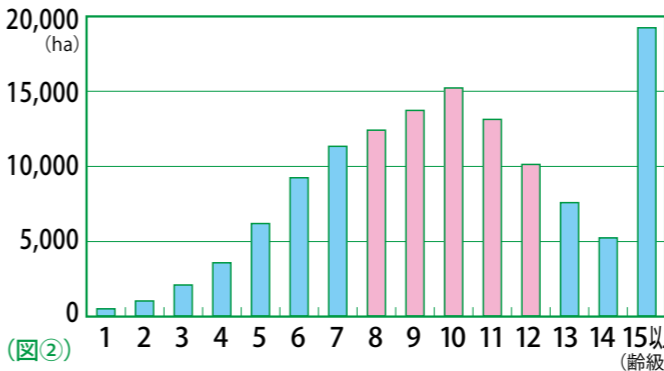
区分	樹種	面積	比率	蓄積	比率	
人工林	針葉樹	スギ	129,468	22.9	52,445	52.7
		アカマツ	5,605	1.0	1,290	1.3
		クロマツ	1,863	0.3	412	0.4
		カラマツ	1,244	0.2	428	0.4
		その他針	866	0.2	186	0.2
	小計	139,046	24.6	54,761	55.0	
	広葉樹	キリ	586	0.1	88	0.1
その他広	1,076	0.2	70	0.1		
小計	1,662	0.3	158	0.2		
合計		140,708	24.9	54,919	55.1	
天然林	針葉樹	6,178	1.1	1,699	1.7	
	広葉樹	354,638	62.7	42,976	43.2	
	合計	360,816	63.8	44,675	44.9	
無立木地等		63,996	11.3			
総計		565,520	100.0	99,594	100.0	

(表①)

スギ人工林の年齢級配置

(図②)

スギの造林は昭和30～40年代に盛んに行われ、昭和40年度には最高の年間4719haの植栽が行われました。この時代に造林されたスギは現在、8～12年齢(36年生～60年生)になり、県内でも資源量の多い年齢級となっています。

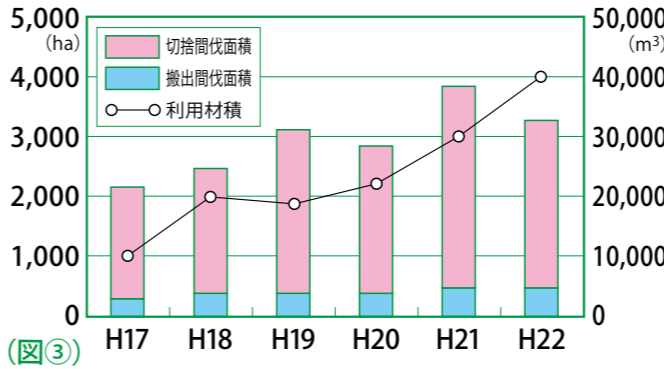


(図②)

間伐面積及び利用材積

(図③)

間伐は、良質な木材の生産に必要な不可欠であり、また、森林を健全な状態に維持していくためにも、最も重要な森林施策です。左図は切捨間伐・搬出間伐面積及び利用材積を示しています。国・県・市町村・森林組合などが重点的に推進していることから面積・利用材積ともに増加しています。

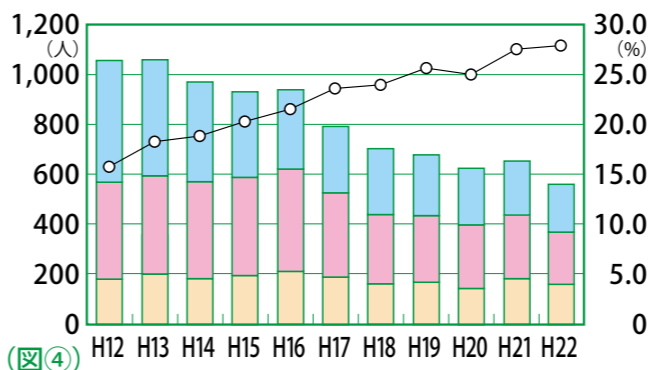


(図③)

森林組合森林技術員の推移

(図④)

近年では森林技術員は年々減少しており、平成22年度には平成12年度の約半数にまで減少しました。一方で、若い世代の割合は年々増加しています。



(図④)

林業への就業支援策を紹介

新しく林業への就業を目指す方に対して、さまざまな就業支援策が講じられています。ここでは概要を紹介いたします。詳しくは各ウェブサイトにアクセスしてみてください。

就業前の支援策は...

林業就業支援講習

(主催・新潟県林業労働力確保支援センター)

新たに、林業への就業を希望する人を対象に20日間程度の座学・実習を行うもので、林業就業に必要な知識や技術を得られる講習会です。

具体的には、林業の基本的知識の講習、林業・木材産業等の施設見学、林業労働安全衛生講習、林業作業の実地講習、刈払機・チェーンソーの作業講習、林内作業車講習、小型車両系建設機械(3t未満)運転業務講習、就業・生活相談等の内容となっています。

新潟県では、平成17年度から実施し、平成23年度までに155名が修了。うち69名が林業へ就業しています。講習は例年、春と秋の2回行われています。



NW森林いきいきHP

PCサイト <http://www.nw-mori.or.jp/>

携帯サイト <http://www.nw-mori.or.jp/mbl/>

(上のQRコードを読み取ってください)

新潟県林業労働力確保支援センターHP

<http://www.niigata-rinrou.com/>

就業後の支援策は...

緑の雇用現場技能者育成対策事業



緑の雇用現場技能者育成対策事業とは、森林組合などの認定事業体に採用された林業未経験者の方に、林業に必要な技能を学んでもらうため、同事業体を通じて講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度です。一人前になるには数年かかるといわれている林業。林業のスペシャリストになるためには様々な技能を習得する必要があります。



緑の雇用ウェブサイト

PCサイト <http://www.ringyou.net/>

携帯サイト <http://www.ringyou.net/mobile/>

(上のQRコードを読み取ってください)

「緑の雇用」事業では就業年数に応じて、さまざまな技能を身につけられるよう、研修の内容をステップアップさせ、体系的に学べる研修プログラムが用意されています。(緑の雇用ウェブサイトより一部改変)

※林業労働力の確保の促進に関する法律第5条で定める林業労働力確保改善計画を都道府県知事に認定された林業事業者